

【福祉用具貸与重要事項説明書】

【介護予防福祉用具貸与重要事項説明書】

当事業所では介護保険法に基づき香川県の指定を受けています。

(香川県指定 第3770500126)

1 事業者概要

事業者名称 株式会社 日協堂医療器
主たる事業所の所在地 香川県観音寺市柞田町甲 43-1
代表者名 喜井 規光
電話番号 0875-57-5757

2 事業の目的及び運営の方針

1) 事業の目的

当事業所は、(介護予防)福祉用具貸与の事業を適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員が要介護状態又は、要支援状態にある高齢者に対し、適正な(介護予防)福祉用具貸与を提供することを目的とします。

2) 運営方針

事業所の専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護するものの負担軽減を図るよう支援します。

事業所の実施に当たっては、関係各市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

3 職員の勤務体制

従業者の種類	人数	業務形態	従業務内容
管理者	1名	常勤	事業所の管理・運営
福祉用具専門相談員	3名以上	常勤	福祉用具専門相談員

4 営業日・営業時間

営業日	月曜日～金曜日(但し、国民の休日、12/30～1/3を除く)
営業時間	月曜日～金曜日(8:30～17:30)

5 サービス利用料及び利用者負担

- 指定福祉用具を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当指定福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるときは、その1割～3割とする。(利用者負担割合証による)
- 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定福祉用具貸与に要した交通費は、その実費の支払いが必要になります。また福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用も、

その実費の支払いが必要になります。

通常の事業の実施地域を超えた地点から 1 k mにつき 30 円

6 事業の実施地域

香川県、徳島県、愛媛県

7 取扱種目

厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具 13 種目

- | | | | |
|-----------|-------------|---------|----------|
| ① 車いす | ②車いす付属品 | ③特殊寝台 | ④特殊寝台付属品 |
| ⑤床ずれ防止用具 | ⑥体位変換器 | ⑦手すり | ⑧スロープ |
| ⑨歩行器 | ⑩歩行補助つえ | ⑪徘徊感知機器 | ⑫移動用リフト |
| ⑬自動排泄処理装置 | (つり具の部分を除く) | | |

※介護度によって、ご利用できないものがございます。

8 搬入

- 1) 利用者の希望日時に搬入できるよう、事業所内で調整を取り実施します。
- 2) 搬入時には、利用者の身体・自宅の状況などに応じて福祉用具の組み立て・調整を行います。
- 3) 商品の機能、使用方法、使用上の留意事項、それを記載した取扱説明書を利用者、家族に提示し十分に説明を行った上で、説明に応じて実際に当該福祉用具を使用しながら説明します。

9 搬出

- 1) 利用者の希望日時に搬出できるよう、事業所内で調整を取り実施します。
- 2) 搬出時、必要に応じて即日点検を行います。
- 3) 利用者に補修代金をいただく場合
 - ・取扱説明書記載内容以外の使用方法の結果、著しい汚れ、又は故意と思われる破損、故障にいたる等。

10 衛生管理等

すべての従業者は定期的に健康診断を行い、健康管理、清潔保持に努めます。また、事業所の設備、備品等を清潔にし、衛生管理に留意します。

貸与する福祉用具は下記事業者に委託して消毒、保管等を行います。

委託契約事業者名	住 所	電話番号
パラマウントケアサービス株式会社	香川県高松市郷東町 223-1	087-881-7751
日建リース工業株式会社	香川県綾歌郡飯山町東坂元 3691-6	0877-98-5280
株式会社アテックス	愛媛県松山市衣山 1-2-5	089-924-7162
フランスベッド株式会社	香川県高松市郷東町 796-164	087-882-8910
有限会社アプトワーク	香川県木田郡三木町池戸 1388-30	087-898-8332
株式会社リョーキ	香川県高松市元山町 662-3	087-864-6610
ネムの木就労継続支援 B 型作業所	香川県観音寺市柞田町甲 70-1	0875-23-7305

11 秘密の保持

サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

また、あらかじめ文書により利用者の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者またはその家族の個人情報を用いません。

12 虐待防止のための措置に関する事項

- 1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- 2) 従業員に対し、虐待の防止のための定期的な研修を実施します。
- 3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。
- 4) サービス提供中に、従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

13 身体拘束等の原則禁止

- 1) 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。
- 2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載します。

14 相談窓口、苦情対応

- 1) サービスに関する相談や苦情について、次の窓口で対応いたします。

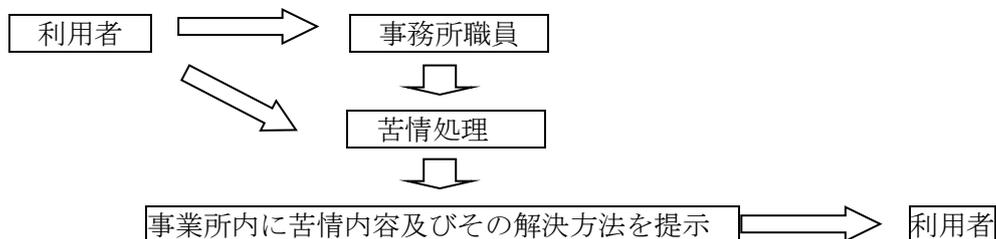
担当者 上浦 拓

電話 0875-57-5757 FAX 0875-57-5770

受付日 月曜日～金曜日（但し、国民の休日、12/30～1/3を除く）

受付時間 平日 8:30～17:30

- 2) 苦情処理体制



- 3) その他

お住まいの市町村及び香川県国民健康保険団体連合会への相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

国民健康保険団体連合会 連絡先：087-822-7431

香川県長寿福祉部介護保険課 連絡先：087-839-2326